

大井川源流部原生自然環境保全地域

○原生自然環境保全地域の指定（昭和51年3月22日 環境庁告示第19号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定に基づき次の区域を大井川源流部原生自然環境保全地域に指定したので、同条第4項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

この原生自然環境保全地域の区域図は、環境庁、静岡県庁及び本川根町役場に備えて供覧する。

1 区域の所在地

静岡県榛原郡本川根町

2 区域

静岡県榛原郡本川根町所在国有林千頭営林署170林班イ及び口の各小班並びにい小班の一部、171から174までの各林班、175林班い、イ、ロ、ハ及びこの各小班並びにろ小班の一部、176林班い、イ及び口の各小班並びにろ及びはの各小班の一部並びに177林班い及びろの各小班の一部

3 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和51年3月22日 環境庁告示第20号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第15条第1項の規定に基づき大井川源流部原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第2項の規定に基づきその概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質

本地域は、太平洋岸におけるブナ帯からハイマツ帯に至る典型的な植生の垂直分布を呈している。標高1,300メートル程度の平坦な尾根筋には、ブナを優占種とする温帯落葉広葉樹林が、河谷沿いには、シオジ、サワグルミ、トチ等の落葉広葉樹林がみられる。標高1,700メートルから上部は、針葉樹が多くなり、コメツガが主体となってゆく。また、尾根筋にかけては、シラビソ、アオモリトドマツが多くなる。更に、最上部は、ハイマツの南限とされている光岳であり、森林限界に至る。

また、この地域には、ニホンカモシカ、オコジョ、ヤマネ等のほ乳類の生息密度が高く、昆虫類も豊富である。

2 自然環境の保全に関する基本的な事項

中部日本から関東にかけての各植生帯の最も典型的な群落が多くみられる原生林であることから本地域を原生自然環境保全地域として厳正な保全を図る。